

令和 6 年度

雄武町低所得者支援給付金

(非課税等分、こども加算分)のお知らせ

非課税等分 (1世帯あたり10万円) と、こども加算分 (児童1人あたり5万円) は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、生活の支援を行う給付金です。

非課税等分の支給対象者

令和6年6月3日に雄武町の住民基本台帳に記録されている方で、
次の①と②の両方に当てはまる世帯の世帯主

- ①令和6年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯
 - ②令和5年度雄武町住民税非課税世帯等臨時給付金（追加分）（7万円）
又は令和5年度雄武町住民税世帯等臨時給付金（均等割課税分）（10万円）
の支給対象でない世帯
- ※租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象外です。

非課税等分の支給額

1世帯あたり10万円

こども加算分の支給対象者

令和6年6月3日に雄武町の住民基本台帳に記録されている方で、
次に当てはまる世帯の世帯主

- ①令和6年6月3日時点において、上記の非課税等分の支給対象となる世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2生まれ以降の児童）を扶養している世帯

こども加算分の支給額

児童1人あたり5万円

手続きは裏面をご確認ください。

非課税等分及びこども加算分の支給手続き

- 1 町地域福祉課社会福祉係で把握している対象者の方には『**雄武町低所得者支援給付金（非課税等分）支給要件確認書、雄武町低所得者支援給付金（こども加算分）支給要件確認書**』を送付します。
- 2 確認書の内容を確認して、必要事項を記載し、**添付書類と一緒に**同封の返信用封筒で**返送してください。（令和6年10月31日まで）**

町地域福祉課社会福祉係から届出書などの送付がない場合

- 1 支給対象者に当てはまる方で、町地域福祉課社会福祉係から確認書の送付がない方は、**申請が必要**です。
- 2 町地域福祉課社会福祉係窓口にある**申請書に必要事項を記入して、必要書類を提出してください。**（町ホームページでもダウンロードできます。）
※必要書類
 - (1)本人（代理人）確認書類（運転免許証など本人確認ができる書類の写し）
 - (2)振込口座確認書類（通帳やキャッシュカードの写し）
 - (3)令和6年1月2日以降転入者及び未申告者は、令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する令和6年度住民税課税（非課税）証明書の写し
- 3 申請内容を確認して、支給決定通知書を送付します。（支給決定通知書に記載の振込予定日に振込みます。）
- 4 **申請期限は令和6年10月31日まで**

その他



雄武町低所得者支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

雄武町地域福祉課社会福祉係 **☎84-2023**

受付時間 平日 8:30～17:15